表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項 に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和2年度)

登	記	所	名	所有者等の探索の対象となる地域
高	畄	支	局	氷見市余川
				氷見市余川字金田
				氷見市余川字西山
				氷見市余川字曲
				氷見市余川字南山
				氷見市余川字目谷
				氷見市稲積字天坂
				氷見市稲積字後
				氷見市北八代
				氷見市北八代字柿谷
				氷見市北八代字西原
				氷見市北八代字東原
				氷見市北八代字谷内
				氷見市味川字上原
	•			氷見市角間字上野
				氷見市角間字城戸
				氷見市角間字三十苅
				氷見市角間字谷窪